

鳥獣行政に関する情報、 －クマ類の保護・管理について－

平成28年10月12日
特定鳥獣の保護・管理に係る研修会（上級編クマ類）
環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

鳥獣保護管理法制の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定(全部改正)

現行法の骨格が完成

- ・保護鳥獣の指定から**狩猟鳥獣の指定**
- ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・鳥獣保護区制度の創設
- ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

(※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管)

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・輸入鳥獣の標識制度の導入

(※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・鳥獣の管理の強化
- ・指定管理鳥獣捕獲等時用の創設
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること

鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

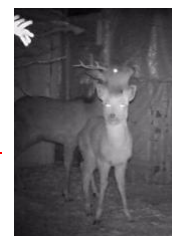
※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。

(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 平成27年5月29日(一部は公布日施行)

鳥獣保護管理法の体系

【法律の目的】

鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防

↓
生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与

国（環境省）

基本指針

技術的支援・助言

都道府県

鳥獣保護管理事業計画

第一種特定鳥獣保護計画

第二種特定鳥獣管理計画

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

● 生息環境の保護・整備

- ・ 国指定鳥獣保護区の指定等
- ・ 都道府県指定鳥獣保護区の指定等

● 鳥獣の捕獲規制

- ・ 狩猟鳥獣、希少鳥獣、指定管理鳥獣の指定
- ・ 狩猟制度の管理
- ・ 希少鳥獣の捕獲許可、保護・管理計画の策定等

- ・ 狩猟制度の運用
- ・ 捕獲許可（有害鳥獣捕獲等）の運用

● その他

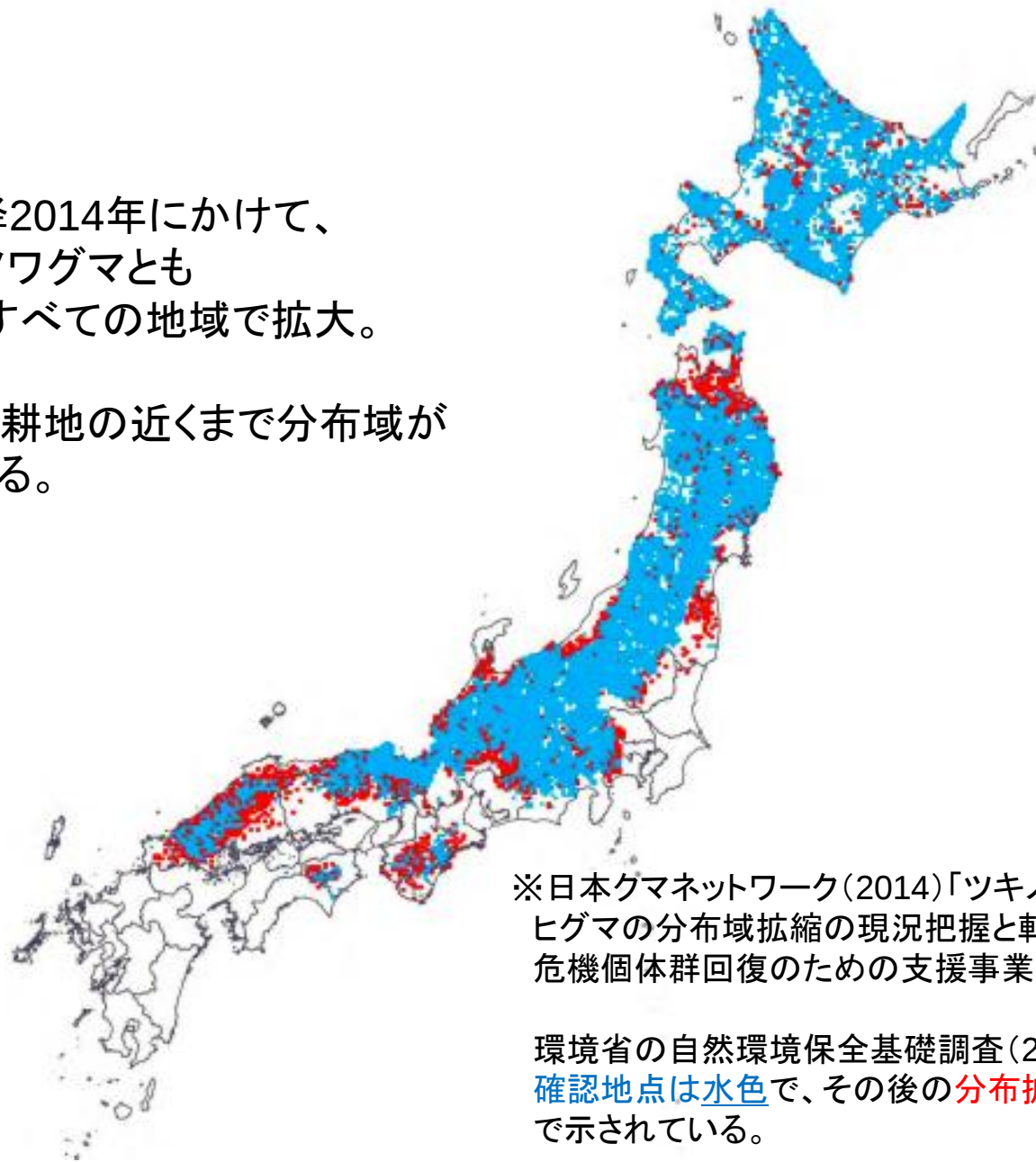
- ・ 生息状況の調査、放鳥獣、傷病鳥獣の保護等
- ・ 鳥獣捕獲等事業の認定

任意

任意

クマ類の分布

- ・2003年以降2014年にかけて、ヒグマ・ツキノワグマとも全国のほぼすべての地域で拡大。
- ・市街地や農耕地の近くまで分布域が迫ってきている。



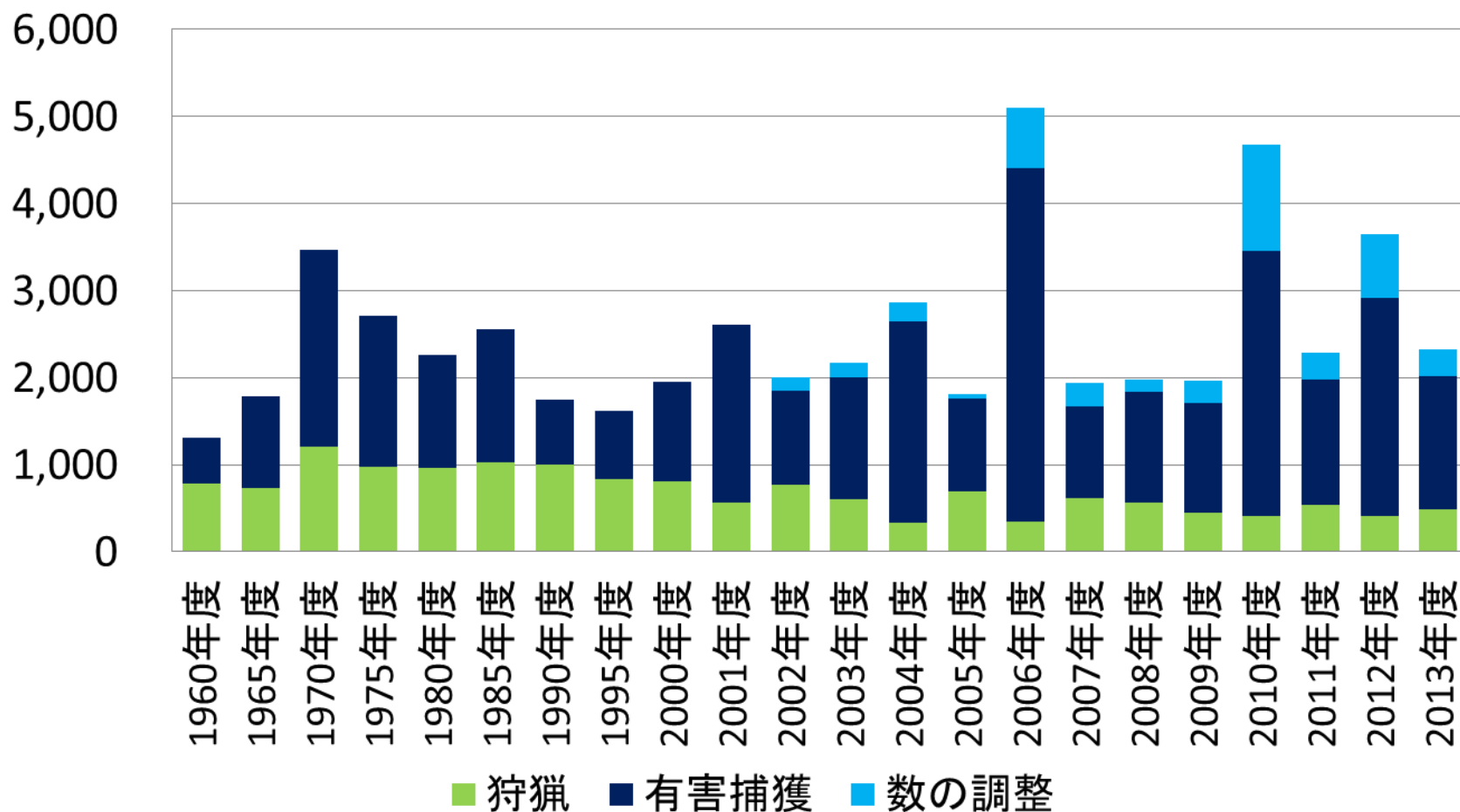
※日本クマネットワーク(2014)「ツキノワグマおよびヒグマの分布域拡縮の現況把握と軋轢抑止および危機個体群回復のための支援事業」報告書より引用。

環境省の自然環境保全基礎調査(2004)による分布確認地点は水色で、その後の分布拡大エリアは赤色で示されている。

クマ類捕獲数の推移

クマ類捕獲数

(近年13年、過去5年ごと)



鳥獣による農作物被害、森林被害の状況

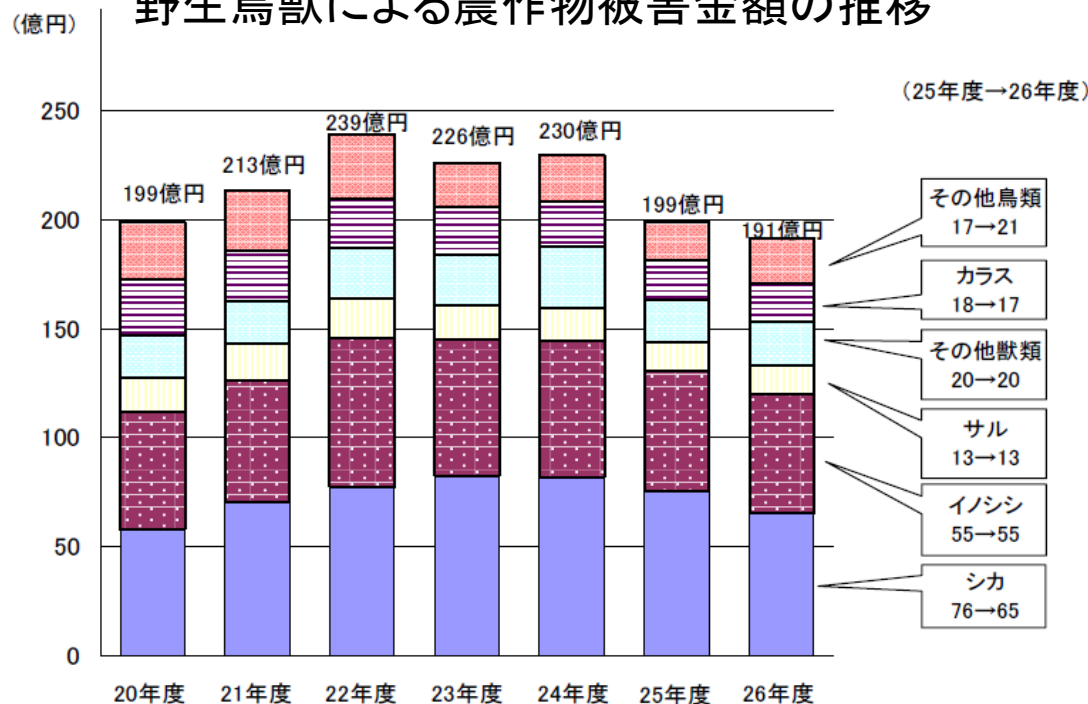
<農作物被害>

- 農作物の近年の被害総額は、200億円前後で高止まり。獣類の被害が約8割。
全体のうち、クマ類の被害は約3%。

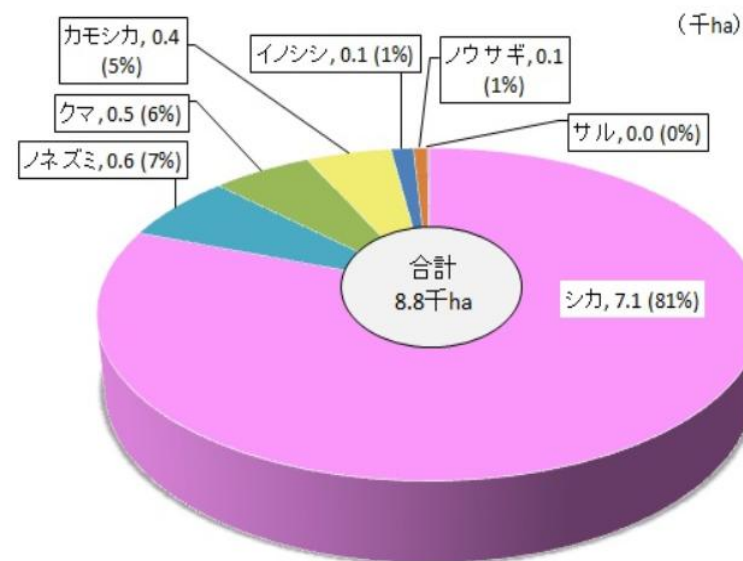
<森林被害>

- 平成26年度の被害面積の都道府県合計は約9千ヘクタール。
クマによる剥皮被害等は全体の約6%。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



野生鳥獣別森林被害面積



注1: 都道府県からの報告による。

注2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

※ 農林水産省資料

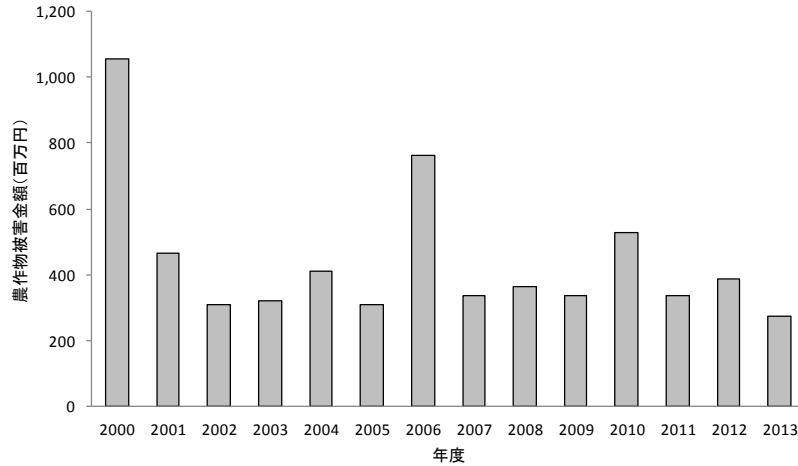
※ 林野庁資料

注1 都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計。

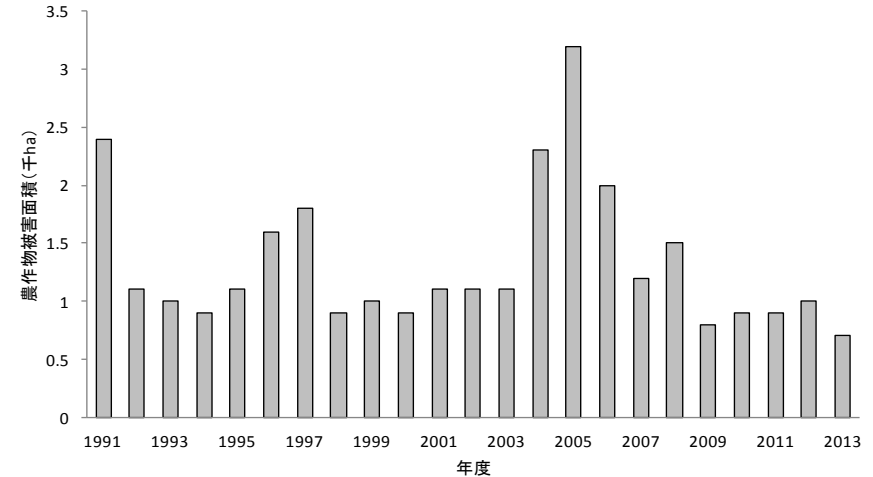
クマ類による農林被害の状況

○ クマ類による農林業の近年の被害額・面積・量は概ね横ばい。

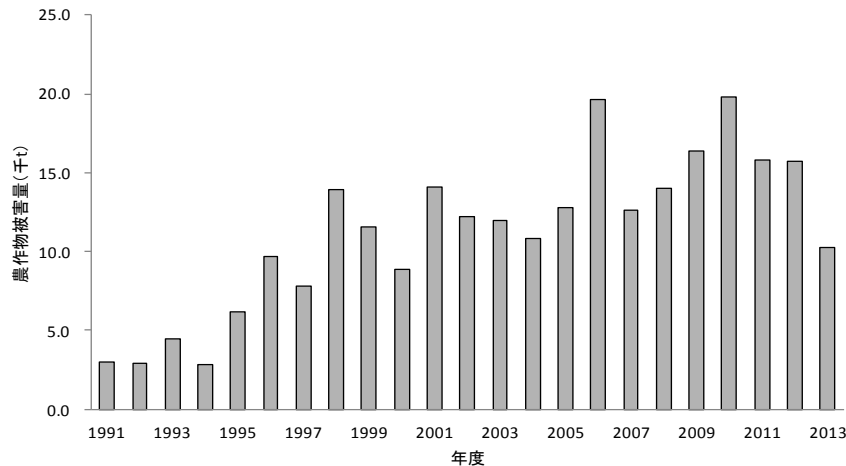
クマ類による農作物被害金額の推移(百万円)



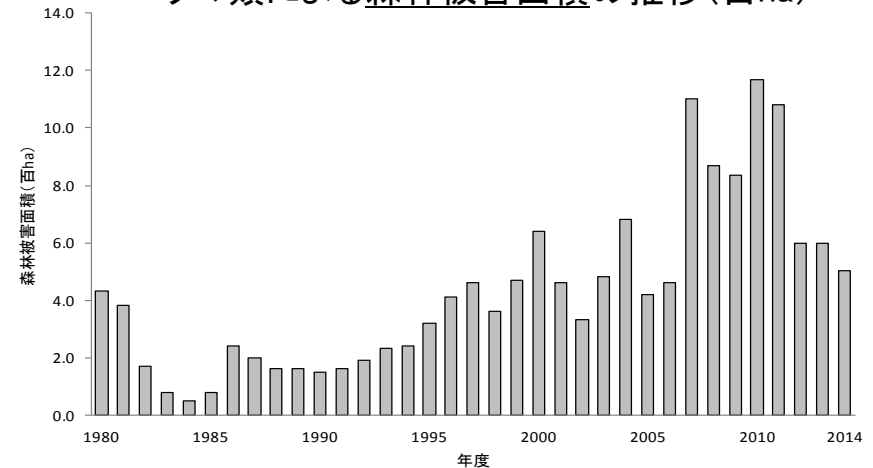
クマ類による農作物被害面積の推移(千ha)



クマ類による農作物被害量の推移(千t)



クマ類による森林被害面積の推移(百ha)

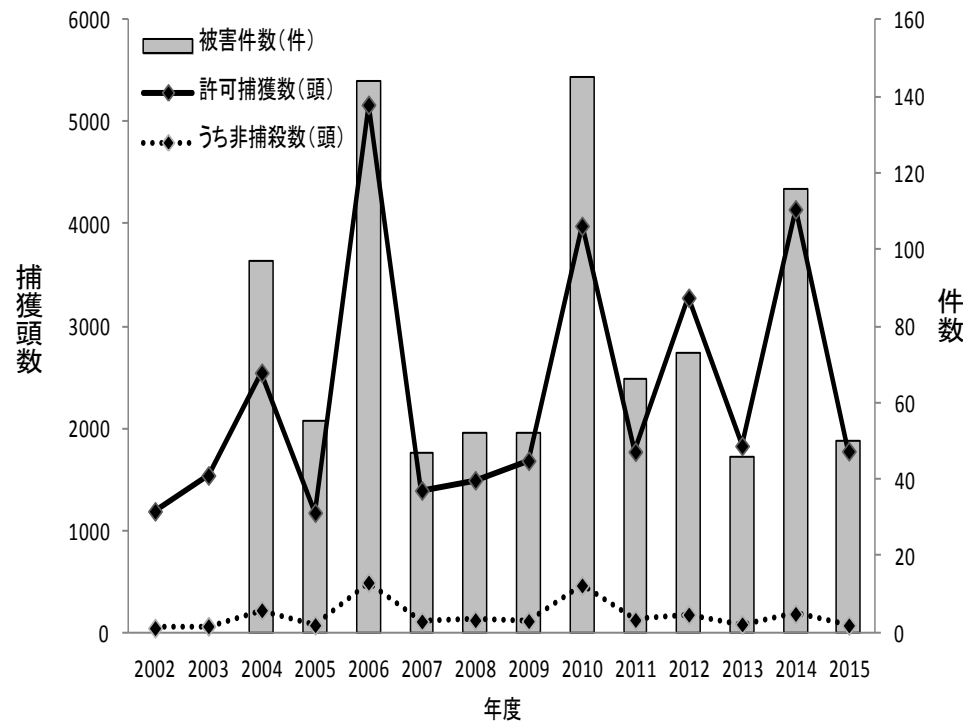


※ 農林水産省HP資料より作成

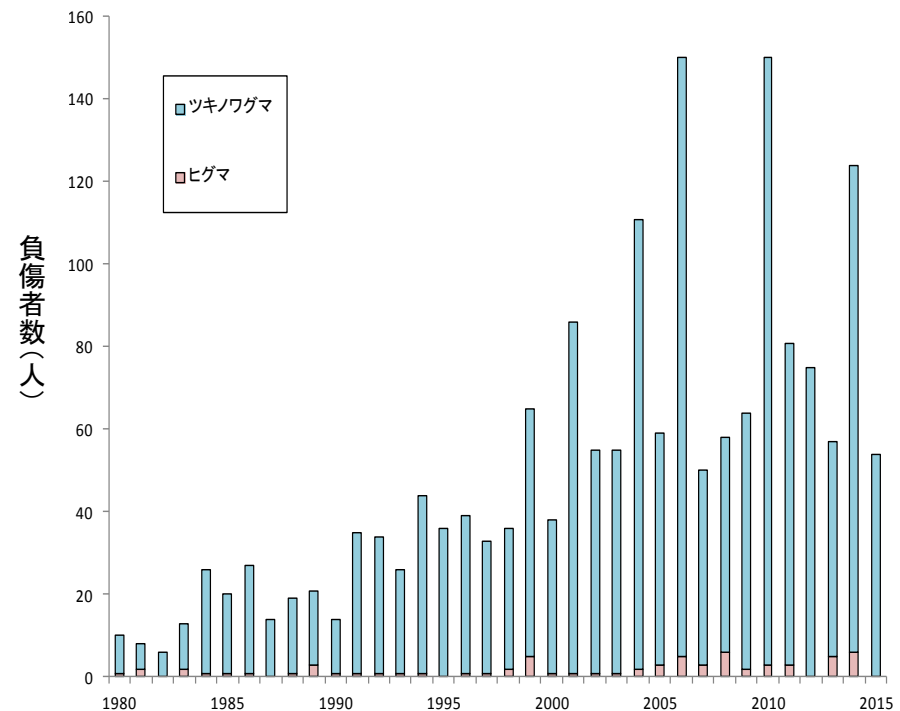
クマ類による人身被害の状況

- 許可捕獲数が多い年に人身被害件数も増加する傾向。
- 大量出沒があった2004、2006、2010、2014年には、負傷者数が100人を越えている。

クマ類の許可捕獲数及び人身被害件数
(2015年度は12月までの暫定値)



クマ類による負傷者数の推移
(2015年度は12月までの暫定値)



特定計画

- 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。

都道府県知事が策定

第一種特定鳥獣保護計画	第二種特定鳥獣管理計画
その生息数が著しく <u>減少</u> し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の <u>保護</u> に関する計画	その生息数が著しく <u>増加</u> し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の <u>管理</u> に関する計画
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画	

環境大臣が策定

希少鳥獣保護計画	特定希少鳥獣管理計画
国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣(<u>希少鳥獣</u>)の <u>保護</u> に関する計画	特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣(<u>特定希少鳥獣</u>)の <u>管理</u> に関する計画

計画達成のための三本柱

➤ 個体数管理

目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整

➤ 生息環境管理

鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備

➤ 被害防除対策

防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

第二種特定鳥獣管理計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)

2. 捕獲制限の緩和

① 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和

② 猟法制限(くくりわなの直径12cm以下)を緩和 等

3. 特例休猟区制度の活用

特定計画の策定状況

特定計画は現在7種について策定されており、生息分布と策定状況の関係は以下のとおり。

種	狩猟鳥獣	策定都道府県数		主たる分布地域の カバー割合
		第一	第二	
ニホンジカ	○		40	100%＋(40／38)
イノシシ	○		40	95%(40／42)
クマ類	○	9	12	68%(21／31)
ニホンザル			25	61%(25／41)
ニホンカモシカ			7	23%(7／30)
カワウ	○		4	9%(4／46)

H28/4/1までに46都道府県、139計画が報告されている(第一種:9計画、第二種:130計画)。以下※含む。

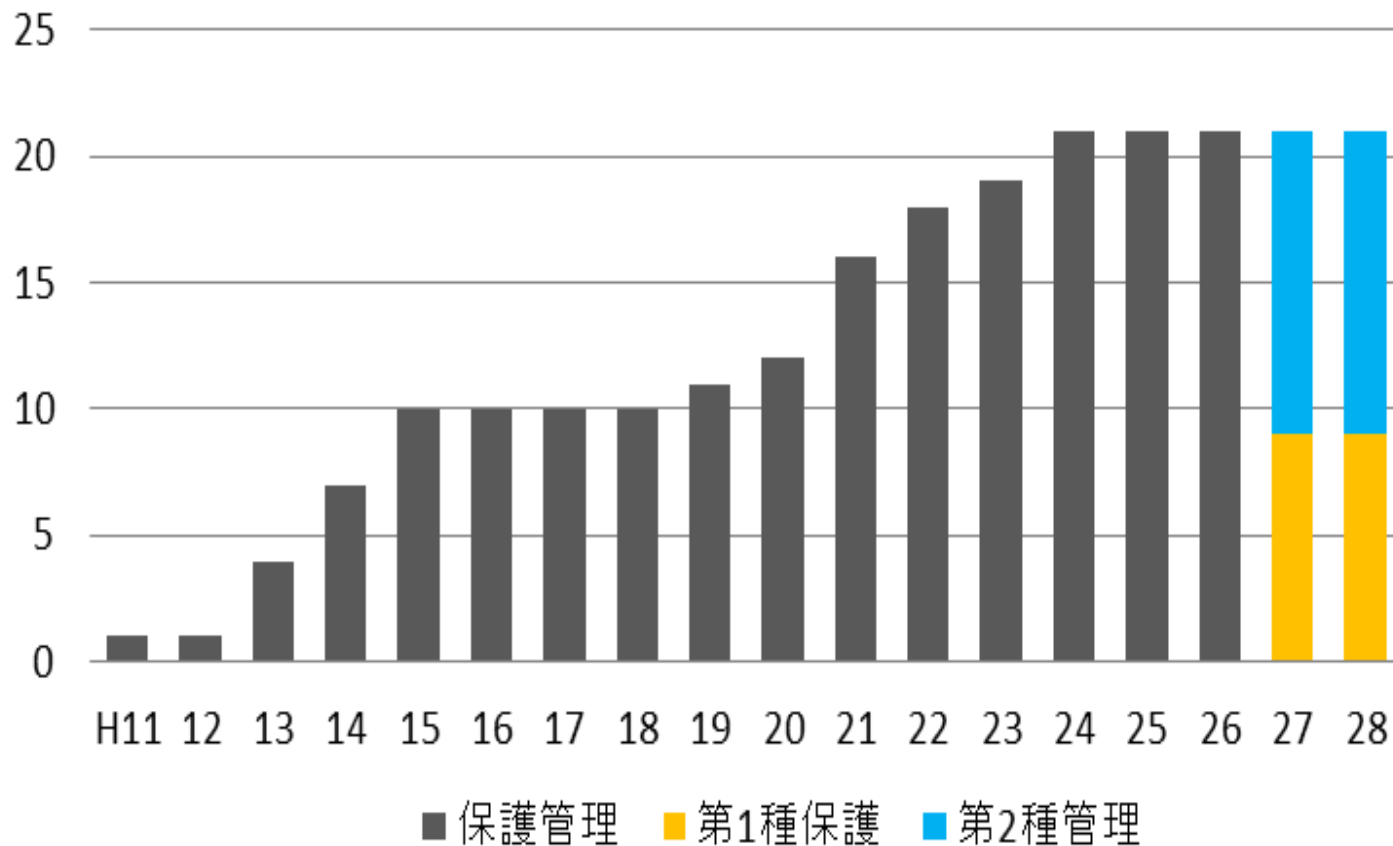
(※北海道はゴマフアザラシ(非狩猟鳥獣)の第二種計画作成済。鹿児島県のニホンジカ計画は2地域)

狩猟獣(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ)の策定数が多く、特に、ニホンジカ及びイノシシは分布域のほとんどをカバーしている。ニホンザルについては、特に西日本での策定が進んでいない。

H24年度より主たる種について検討会を設置し、現状や課題の評価等を実施。

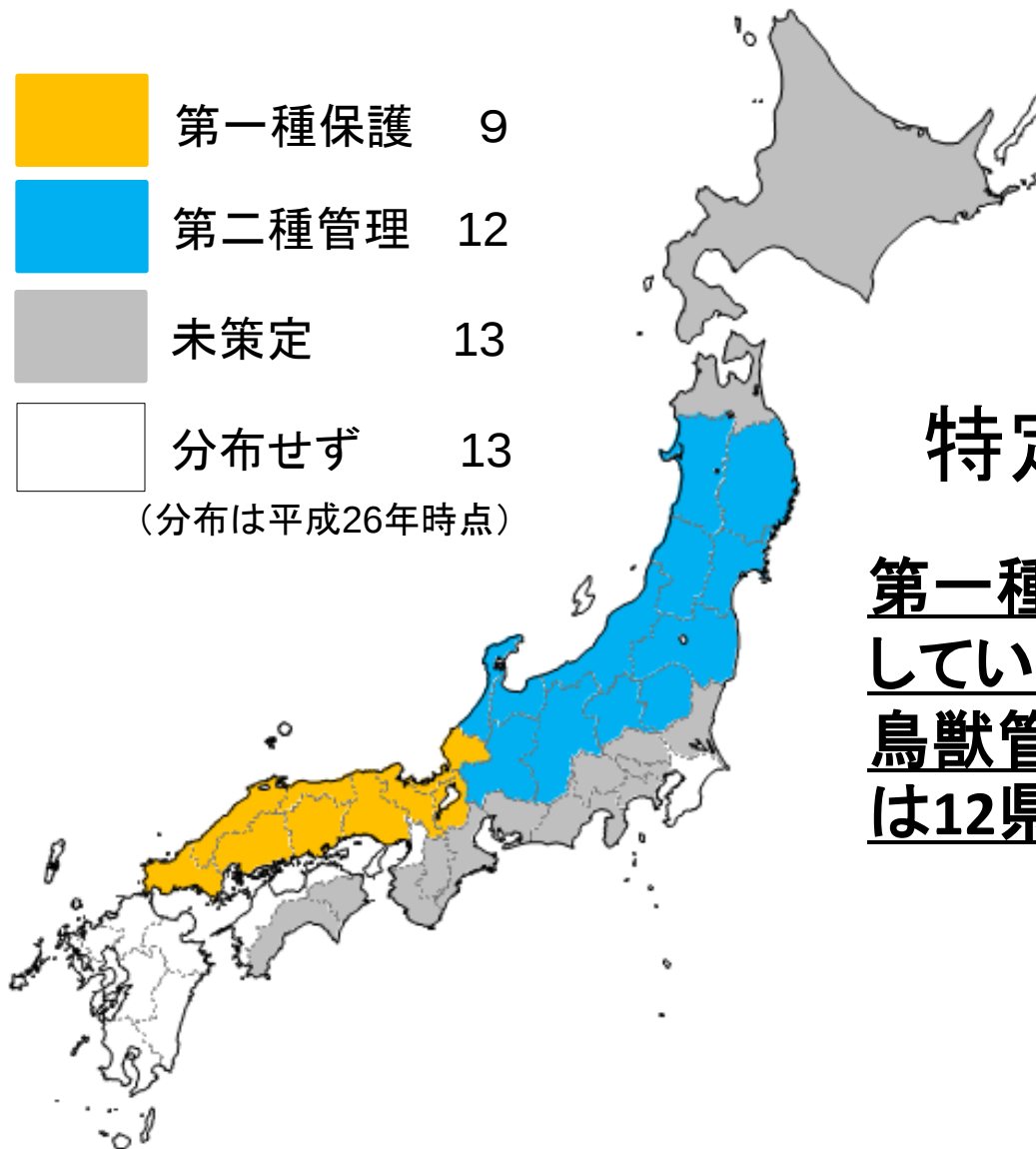
クマ類特定計画の策定状況

特定計画の策定状況(クマ類)



クマ類	
北海道	
青森	
岩手	◎
宮城	◎
秋田	◎
山形	◎
福島	◎
茨城	
栃木	◎
群馬	◎
埼玉	
千葉	
東京	
神奈川	
新潟	◎
富山	◎
石川	◎
福井	○
山梨	◎
長野	◎
岐阜	
静岡	
愛知	
三重	
滋賀	○
京都	○
大阪	
兵庫	○
奈良	
和歌山	
鳥取	○
島根	○
岡山	○
広島	○
山口	○
徳島	
香川	
愛媛	
高知	
福岡	
佐賀	
長崎	
熊本	
大分	
宮崎	
鹿児島	
沖縄	
計画数	21
内数 (第1種/第2種)	9 12

現状 1



特定計画の策定状況

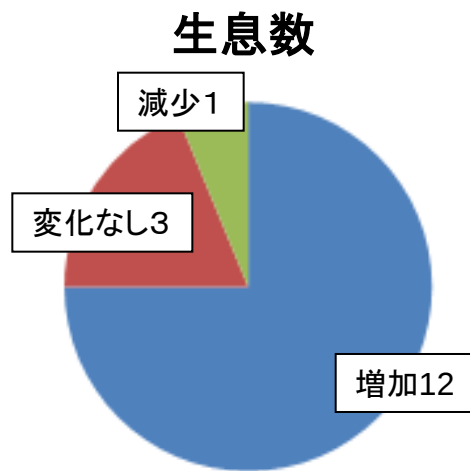
第一種特定鳥獣保護計画を策定しているのは9府県、第二種特定鳥獣管理計画を策定しているのは12県 (2016年4月現在)

都府県別クマ類の特定計画策定状況

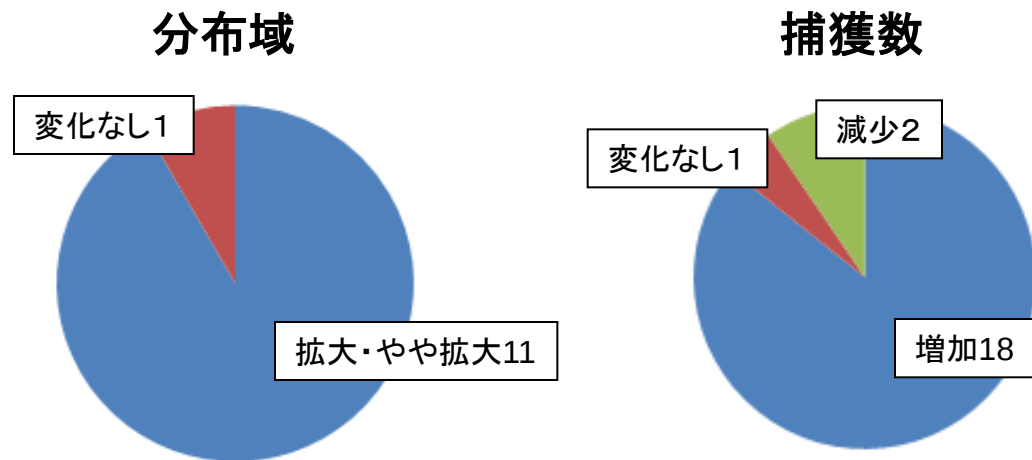
現状 2

第10次鳥獣保護事業計画期間(2007～11年度)と第11次計画期間(2012～16年度)中の特定計画書の記載内容の比較から見た現状(平成24年度時点)

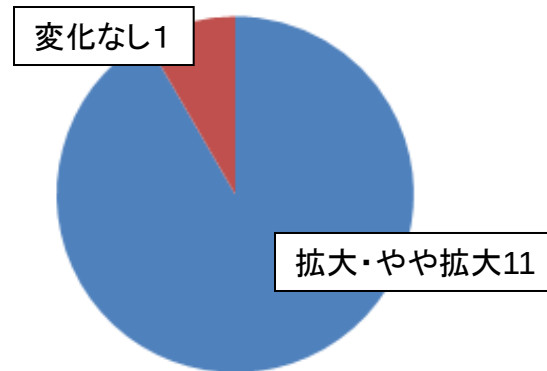
①生息動向



②捕獲動向



分布域



- ・ 生息数は、増加が多く、減少は1計画であった。
- ・ 分布域も生息数同様に、ほとんどが拡大・やや拡大しており、縮小傾向は見られていない。
- ・ 捕獲数の実績は、多くの地域で増加傾向。

現状 2

③捕獲規制

狩猟規制

可否	第10次計画	第11次計画
狩猟許可	13	14
狩猟禁止	7	7

捕獲上限を上回った場合の対応

事 項	件 数
翌年度以降に調整(差し引く)	7
狩猟の自粛を要請する	6
有害鳥獣捕獲については可能とする	1
上限数を検討する	1

捕獲上限を設定している自治体数

上限数の設定可否		第10次計画	第11次計画
あり	固定タイプ	12	13
	変動タイプ	5	5
なし		3	3

捕獲上限数を下回った場合

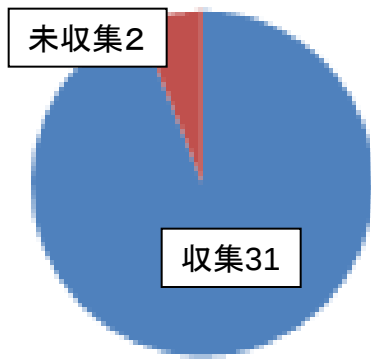
事 項	件 数
翌年へ繰り越さない	5
翌年へ繰り越す	1

- ・ 狩猟禁止は近畿地方から西日本の府県が多い。
- ・ 期間中の捕獲上限数を固定する場合と、変動させる場合がある。

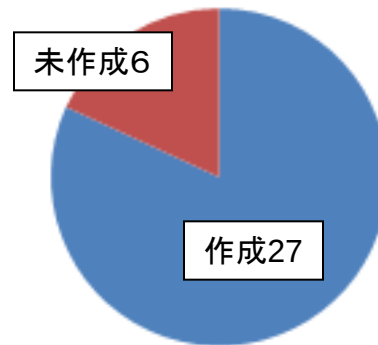
現状 3

クマ類が生息する34都道府県における出没情報の収集状況、
出没時の対応状況、出没抑制対策の実施状況等から見た現状
(平成25年度時点)

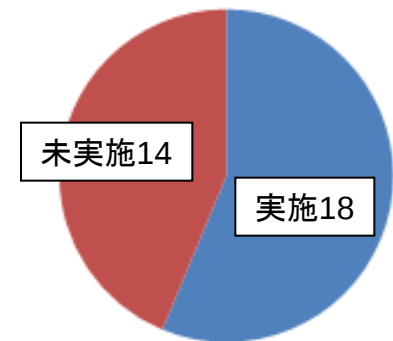
出没情報の収集状況



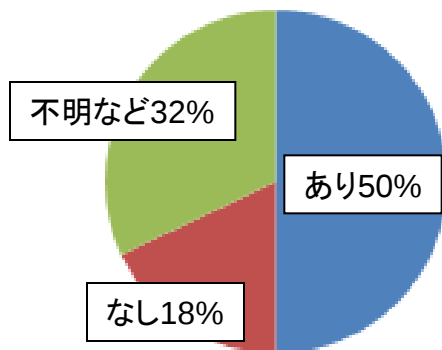
対応方針の整備状況



出没抑制対策の実施状況



実施している出没抑制
対策のうち効果(%)



- ・ 9割以上で情報収集されているが、その頻度は様々。
- ・ 8割の都道府県で対応方針が整備されているが、作成後の実施体制は十分ではない。
- ・ 対策は市町村中心だが、6割の都道府県でも実施。しかし、半数が効果なし又は不明。効果を実感していても継続的な取組が課題。

鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
平成27年10月末現在、1,432市町村で策定

※都道府県と協議中のものを含む

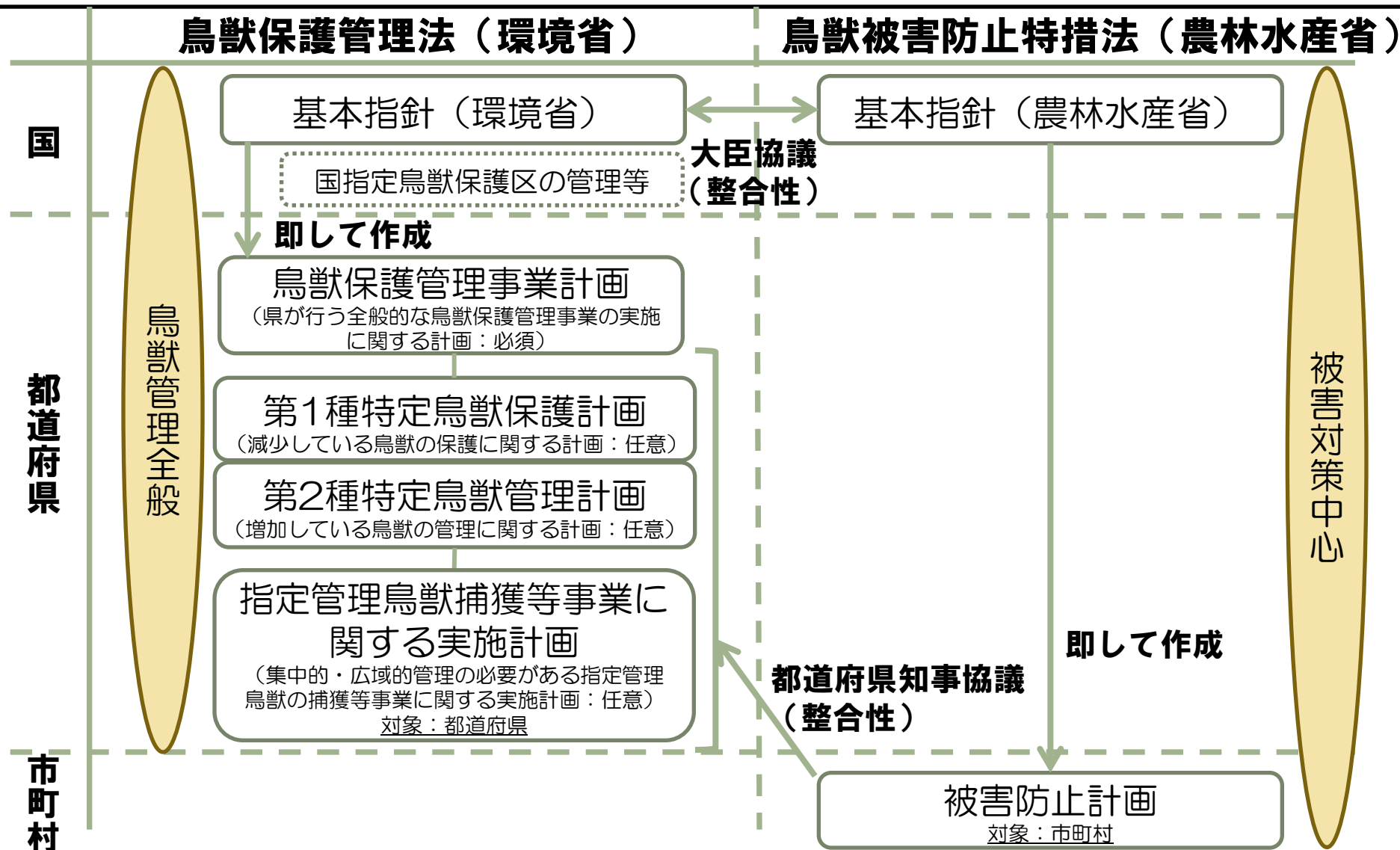
（具体的な措置）

- 権限委譲：都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣保護法の捕獲許可の権限を行使（権限委譲）
- 財政支援：特別交付税の拡充（計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割）、補助事業による支援（捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など）など、必要な財政上の措置
〔 【農林水産省】 鳥獣被害防止総合対策交付金（平成28年度予算：95億円 / 平成27年度補正予算12億円） 〕
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け（平成27年10月末現在1,012）、民間隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携

○鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が関係。

○環境省は鳥獣の保護・管理に関する全般を対象に役割を果たし、農水省は農林水産業被害の対策が中心。



クマ類の特定計画ガイドライン改訂の背景

- ◆ 近年の人口減少や高齢化等により、中山間地域では人間活動が衰退し、全国的に多くの野生動物の生息域が拡大する中、クマ類においても、市街地出没や農林業・人身被害など深刻な問題が発生し、人間との軋轢の増大が懸念。
- ◆ 人間との軋轢が増している中、人身被害等を防止するための危機管理体制の整備（組織及び人材の育成や配置）が必要。
- ◆ 大量出没の発生を前提とした対応が必要。
- ◆ クマ類の捕獲（捕殺）対応に対する、社会的理解が得にくい。
- ◆ ニホンジカの増加に伴う過度な採食圧による自然植生の衰退は、一部地域においてクマ類の生息環境の保全の観点からみても深刻。
- ◆ ニホンジカやイノシシの捕獲強化に伴う錯誤捕獲発生への対応。
- ◆ 分布が拡大している地域個体群がある一方で、個体数が減少し、分布域が縮小している地域個体群の保全に向けた積極的な取り組みが必要な地域がある。
- ◆ 鳥獣法改正により、第一種特定鳥獣保護計画または第二種特定鳥獣管理計画を策定することとなった。生息密度の低いクマ類については、地域個体群の状況に応じた適切な判断が一層求められる。

ゾーニングと保護・管理手法模式図

- ・個体数管理
- ・生息環境管理
- ・被害防除対策



ガイドライン改訂のポイント

○ 『クマ類の保全を担保しながら人間との軋轢を軽減する』
ため、

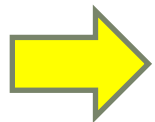
・ゾーニング管理

※明瞭に土地の境界を線引きする必要はなく、各ゾーンの管理目標を整理し、関係者間（都道府県、市町村、地域住民、地域の関係者）で各ゾーンにおける適切な対応や対策について共通認識をもつことが重要

・広域保護・管理

※同一の地域個体群に関係する行政機関が協議・調整し、保護・管理の方向性について共通認識をもった上で計画的に保護・管理を進める

について、特定計画の中でより実効性のあるものにする。



現在ガイドラインの改訂作業中

➤ 「改訂のポイント」はHPにアップ中

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3.html>

(参考) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、 種毎の保護及び管理レポート

○ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン:

特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方等を示したガイドライン。

○特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン

ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編
(パンフレット「ニホンザルの計画的な管理のために」)

○特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き

カワウ編(パンフレット「一カワウの被害が減っていく一計画が導く確かな管理へ」)

- ・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂
- ・クマ類について、H28改訂に向けH27から検討中(「改訂のポイント」をHPにアップ中)

○ 種毎の保護及び管理レポート:

保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

○保護及び管理に関するレポート (H24～)

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ

- ・毎年度作成し、都道府県へ配付

・環境省HP(野生鳥獣の保護及び管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>